3　第一項の規定は、法第二十三条第三項の規定により適用される同条第二項の規定による再委託について準用する。この場合において、「認定匿名加工医療情報作成事業者」とあるのは、「法第二十三条第二項の規定により医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の再委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者」と読み替えるものとする。

（委託先の監督）

第二十二条　法第二十四条の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者が行わなければならない委託を受けた者に対する監督は、医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理が適正に図られるよう、安全管理の業務に関する監査その他必要な措置を講ずることにより行うものとする。

（他の認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供）

第二十三条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法第二十五条第一項の規定による医療情報の授受においては、次に掲げる事項を記載した文書により授受に係る他の認定匿名加工医療情報作成事業者との契約を締結し、その契約書を保存しなければならない。

一　法第二十五条第一項の規定により医療情報の提供を行う認定匿名加工医療情報作成事業者の名称、住所及び代表者の氏名

二　前号の提供を受ける認定匿名加工医療情報作成事業者の名称、住所及び代表者の氏名

三　第一号の医療情報の項目

四　第一号の医療情報の提供の方法

（苦情の処理）

第二十四条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いに関する苦情については、次の各号に定めるところにより、これを処理しなければならない。

一　苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。

二　前号の規定による原因究明の結果に基づき、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いに関し改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。

三　苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録を作成し、その作成の日から三年間保存すること。

第二十五条　認定匿名加工医療情報作成事業者は、苦情を受け付けるための窓口の設置、苦情の対応の手順の策定その他の措置を講ずることにより、法第二十七条第一項の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならない。

（準用）

第二十六条　第三条、第四条、第六条（第五号ハ及びニを除く。）、第七条の規定は法第二十八条の認定について、第八条から第十一条まで、第十二条第一項第三号、第二項及び第三項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十四条並びに第二十五条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者について、第十四条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	第八条第一項	第二十八条
	様式第一	様式第十五
第四条	匿名加工医療情報作成事業	法第二十八条に規定する事業
第七条	第八条第一項	第二十八条
		様式第十六

第八条第一項柱書	第八条第二項第二号から第五号まで	第八条第二項第四号又は第五号
様式第三		様式第十七
第八条第一項第一号	第八条第三項各号	第八条第三項第一号、第三号及び第四号
第八条第二項第一号	匿名加工医療情報作成事業	法第二十八条に規定する事業
第八条第二項第二号	第八条第二項第二号から第五号まで	第八条第二項第四号又は第五号
第八条第三項	様式第四	様式第十八
第九条第一項柱書	様式第五	様式第十九
第九条第一項第一号	様式第六	様式第二十
第九条第二項柱書	様式第七	様式第二十一
第九条第二項第一号	様式第八	様式第二十二
第九条第二項第二号	第八条第三項各号	第八条第三項第一号、第三号及び第四号
第九条第三項柱書	様式第九	様式第二十三
第九条第三項第二号	第八条第三項各号	第八条第三項第一号、第三号及び第四号
第九条第四項柱書	様式第十	様式第二十四
第九条第四項第一号	様式第十一	様式第二十五
第九条第四項第二号	第八条第三項各号	第八条第三項第一号、第三号及び第四号
第九条第五項	様式第十二	様式第二十六
第十条	様式第十三	様式第二十七
第十一条	様式第十四	様式第二十八
第十二条第三項	第一項各号	第一項第三号
	同項各号	同号
第十四条	第八条第一項	第二十八条